

訴 状

令和7年8月6日

札幌地方裁判所 御中

原告訴訟代理人	弁護士	道	尻	豊
	弁護士	竹	之内	洋人
	弁護士	原	琢	磨
	弁護士	稻	垣	佳典

当事者の表示 別紙当事者目録記載のとおり

共通義務確認請求事件

訴訟物の価額 160万0000円

貼用印紙額 1万3000円

請求の趣旨

- 1 被告が、別紙対象消費者目録記載各対象消費者に対し、個々の消費者の事情によりその金銭の支払請求に理由がない場合を除いて、次の支払義務を負うべきことを確認する。
 - (1) 対象消費者が支払った売買契約代金及び役務提供契約代金(各分割払手数料を含む。)相当額の不当利得返還義務

(2) 上記(1)の金員に対する、被告が対象消費者から返還請求を受けた日から支払済みまで年3分の割合による遅延損害金支払義務

2 訴訟費用は被告の負担とする。

との判決を求める。

請求の原因

第1 当事者

- 1 原告は、内閣総理大臣から令和3年10月20日に認定を受け、同7年2月27日に更新認定を受けた特定適格消費者団体である（甲1）。
- 2 被告は、経営コンサルタントなどを目的とする株式会社である。

第2 事実経過（甲2）

- 1 被告は、対象消費者に対し、Web会議ツールを用いたオンラインのコンサルティングに参加するためのURLを送信し、対象消費者が当該URLからWeb会議ツールを用いてコンサルティングに参加すると、営業活動の能力向上を目的とした商品の売買契約（以下「本件売買契約」という。）及び研修に係る役務を有償で提供する契約（以下「本件役務提供契約」という。）（以下両契約を一括して「本件売買等契約」という。）の締結について勧誘を行い、各契約を締結させた。
- 2 本件売買等契約締結に当たり、被告は、対象消費者に対し、本件売買等契約はクーリング・オフができないと説明した。

本件売買等契約の契約書及び概要書面においては、「弊社（被告）から解約通知があった場合を除き、申込者は弊社に対して、申込時の手付金、預かり金、デポジット金を含む、いかなる返金も受ける権利は無い事とします。」と記載されており、他方、クーリング・オフに関する記載はない（甲3）。

第3 対象消費者が被告に対しクーリング・オフを行い、既払金の返還請求をなしうる
こと

1 被告は、URLを消費者に送信してWeb会議ツールで通話しているところ、特定商取引に関する法律（以下「特商法」という。）2条3項の「電話をかけ」とは、電話により通話状態に入ろうとすることを指しており、「電話」には狭義の電話のみならず、インターネット回線による通話も含まれ、事業者がURLを送った場合「電話をかけ」に該当する（消費者庁Webサイト「特定商取引法ガイド・電話勧誘販売の解釈に関するQ&A」のA5参照）。したがって、本件売買等契約の締結は、特定商取引法の「電話勧誘販売」に該当し、同法の規制を受ける。

2(1) 電話勧誘販売においては、消費者との間で契約締結をした事業者は、消費者に対し、遅滞なく特商法24条1項の規定による売買契約若しくは役務提供契約の解除（いわゆるクーリング・オフ）に関する事項を記載した書面を交付するか、又は当該事項を電磁的方法により提供しなければならない（特商法19条1項）。

クーリング・オフ期間は、特商法19条1項の書面受領日から原則8日間である（同法24条1項）。

(2) 第2・2で述べたとおり、本件売買等契約における契約書においては、クーリング・オフに関する事項の記載を欠いている。よって、本件売買等契約を締結した対象消費者には特商法19条1項の書面が交付されていないため、そのクーリング・オフ期間は未だ経過しておらず、対象消費者は本件売買等契約を取り消すことができる。

クーリング・オフの行使の効果として、対象消費者は、被告に支払った本件売買等契約代金相当額（分割払手数料を含む）につき、提供済み役務の対価を含めて全額の返還請求ができる。

第4 訴訟要件

1 多数性

全国の消費生活センターにおける、令和3年4月1日から令和6年7月11日までの期間における、被告に関する相談受付件数は、合計125件である（甲4）。そのうち、相当数は相談概要から明らかに消費者であると認められ、相談概要では属性不明の者の中にも消費者が相当数含まれると考えられる（甲5）。消費生活センターに寄せられる消費生活相談件数の割合は、実際の被害者のごく一部にすぎないことが通常であり、実際の対象消費者がさらに多数に上ることは明らかであり、多数性の要件は満たす。

2 共通性及び支配性

対象消費者は、いずれも被告との間で本件売買等契約を締結した者であり、その請求原因は、特商法19条1項に定める書面の不交付によりクーリング・オフ期間が未経過であるところ、クーリング・オフ行使により本件売買等契約を解除し既払金の返還を求めるものであり、対象消費者と被告との法律関係上の中心争点は共通である。

そして、クーリング・オフの行使が認められれば、簡易確定手続において、被告が対象消費者から受領した金額は、振込送金記録等により容易に算定できる。

もっとも、対象消費者の一部につき、被告が特商法26条1項1号「営業のため若しくは営業として締結するもの」に該当するので特商法の適用がないと争うことも予想されるが、当該消費者の職業や契約目的が問題となるにすぎず、この点について相当程度の審理を要するとは考えられない（最高裁判所令6年3月12日判決・民集78巻1号1頁参照）。

上記中心争点が本件事案の解決において支配性を有することは明らかである。

第5 まとめ

よって、原告は、被告に対し、請求の趣旨記載の共通義務確認を求めて、本訴を提起するものである。

第6 管轄

対象消費者には、御庁管内居住者が含まれており（甲6）、義務履行地としての管轄がある（消費者裁判手続特例法6条2項1号）。

第7 参考事項

消費者庁は、令和6年9月5日、被告に対し、特商法19条1項に定める書面交付義務違反及び同法21条1項により禁じられる契約解除に関する事項についての不実告知（クーリング・オフができない旨の告知）を理由として業務停止命令等の行政処分を行った（甲2）。

他方、被告は、令和6年9月1日以降の契約においては、クーリング・オフに関する事項を記載した書面の交付または電磁的方法による提供を契約消費者に対して行っていると上記処分に対する取消請求訴訟の中で主張しているが、それが事実であるかどうか及び当該書面等が特商法19条1項の要件を満たしているかどうかは定かではない。

証 拠 方 法

証拠説明書記載のとおり

附 属 書 類

1	訴状副本	1 通
2	甲号証（写し）	2 通
3	証拠説明書	2 通
4	資格証明書	2 通
5	訴訟委任状	1 通

当 事 者 目 録

〒０６０－０００４ 札幌市中央区北４条西１２丁目１番５５ ほくろうビル３階

原 告 特定非営利活動法人 消費者支援ネット北海道

上記代表者理事 松 久 三 四 彦

〒０６０－００４２ 札幌市中央区大通西７丁目井門札幌パークフロントビル９階

はやみち法律事務所

上記原告訴訟代理人 弁護士 道 尻 豊

電 話 011-261-6691 FAX 011-261-6692

〒０６０－００４２ 札幌市中央区大通西１３丁目４番地北晴大通ビル２階

公園通り法律事務所（送達場所）

上記原告訴訟代理人 弁護士 竹 之 内 洋 人

電 話 011-222-2922 FAX 011-222-2933

〒０６０－００４２ 札幌市中央区大通西１２丁目４番地

あいおいニッセイ同和損保札幌大通ビル７階

原総合法律事務所

上記原告訴訟代理人 弁護士 原 琢 磨

電 話 011-272-6661 FAX 011-272-7022

〒０６０－０００１ 札幌市中央区北１条西７丁目１番地広井ビル２階Ｂ２

稲垣・細井法律事務所

上記原告訴訟代理人 弁護士 稲 垣 佳 典

電 話 011-590-5286 FAX 011-590-5287

〒556-0011 大阪市浪速区難波中2丁目1番地7号6F

被 告 株式会社 即 決 営 業
上記代表者代表取締役 堀 口 龍 介

対象消費者目録

被告との間で、平成28年10月1日以降に電話勧誘販売により本件売買等契約を締結し、本件口頭弁論終結日までの間、被告に対しその代金の全部又は一部の支払を行った者であって、本件共通義務確認訴訟に係る債権確定手続の基準日までの間に、被告に対し本件売買等契約についてクーリング・オフの通知を発信した消費者（ただし、特商法19条1項の書面を受領した者又は当該書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供を受けた者のうち、クーリング・オフの発信が書面受領の日又は電磁的方法による提供を受けた日から起算して8日を経過した日以降である者（ただし、その者が、被告が特商法21条1項の規定に違反して申込みの撤回等に関する事項につき不実のことを告げる行為をしたことにより当該告げられた内容が事実であるとの誤認をし、又は被告が同条3項の規定に違反して威迫したことにより困惑し、これらによって当該期間を経過するまでに申込みの撤回等を行わなかった場合には、その者が、被告が特商法施行規則66条で定めるところにより当該売買契約又は当該役務提供契約の申込みの撤回等を行うことができる旨を記載して交付した書面を受領した日から起算して8日を経過した日以降の者）を除く。）

令和7年（ワ）第1880号 共通義務確認請求事件

原告 特定非営利活動法人消費者支援ネット北海道

被告 株式会社即決営業

訴状訂正申立書

令和7年8月26日

札幌地方裁判所民事第1部 御中

原告訴訟代理人	弁護士	道	尻	豊
	弁護士	竹	之内	洋人
	弁護士	原	琢	磨
	弁護士	稻	垣	佳典

原告は、訴状別紙対象消費者目録を、本申立書添付のものに訂正する。

対象消費者目録

被告との間で、平成28年10月1日以降に電話勧誘販売により本件売買等契約を締結し、本件口頭弁論終結日までの間、被告に対しその代金の全部又は一部の支払を行った者であって、本件共通義務確認訴訟に係る債権確定手続の基準日までの間に、被告に対し本件売買等契約についてクーリング・オフの通知を発信した消費者（ただし、特商法19条1項の書面を受領した者又は当該書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供を受けた者のうち、クーリング・オフの発信が書面受領の日又は電磁的方法による提供を受けた日から起算して8日を経過した日以降である者を除く。）